

国立大学法人東京外国語大学役員の 給与の臨時特例に関する規程

〔平成24年 6月26日〕
規 則 第100号

改正 平成25年 3月26日規則第14号

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学役員給与規程（平成16年規則第71号。以下、「役員給与規程」という。）の臨時特例を定めるものとする。

（臨時特例措置）

第2条 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間においては、役員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給当該役員の本給月額に100分の9.77を乗じて得た額
- (2) 地域手当当該役員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
- (3) 期末特別手当当該役員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (4) 非常勤役員手当当該役員が受けるべき非常勤役員手当の額に、100分の10を乗じて得た額

（端数処理）

第3条 この規程により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の適用にあたっては、本学に対する運営費交付金の削減状況及び学内予算の状況等を踏まえ、その状況に基づいて必要な措置を講ずるものとする。